

伊達政宗公の大河ドラマを誘致する会 会則（案）

（名 称）

第1条 この会は、「伊達政宗公の大河ドラマを誘致する会」（以下「本会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、伊達政宗公の生涯をテーマとした大河ドラマの実現を目指し、関係自治体・関係団体等が連携しながら、要望活動やゆかりの地域の魅力発信などを行い、機運醸成や地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）署名活動や情報発信、機運醸成イベント等の実施
- （2）大河ドラマ実現に向けた要望活動
- （3）その他、本会の目的達成のために必要な事業及び活動

（組 織）

第4条 本会は、第2条に掲げる目的に賛同した団体を会員として構成する。

2 本会の入脱会については会長が承認し、直近の総会において報告する。

（役 員）

第5条 本会は、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名

2 会長は、仙台市長をもって充てる。

3 副会長は、仙台商工会議所会頭をもって充てる。

（役員の職務）

第6条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときはその職務を代行する。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置く。

2 顧問は宮城県知事をもって充てる。

(アドバイザー)

第8条 本会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、会長が指名する。

3 アドバイザーは、その専門的な見地をもって、会長の諮問に応じ助言や活動を行う。

(総会)

第9条 総会は、第4条に定める組織をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会は、本会の活動に関する事項を協議し、決定する。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、仙台市文化観光局観光交流部観光戦略課に置く。

(事務局の職務)

第11条 事務局は次の事務を執行する。

(1) 事業の企画立案及び調整に関する事務

(2) その他、本会の運営及び事業に関する事務

(その他)

第12条 この会則に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和7年10月 日から施行する。